栃木県建築物耐震改修促進計画（四期計画）
令和８（2026）年～令和 12（2030）年

資料編

資料１　用語の定義　・・・・・・　２１
資料２　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針　・・・・・・　２２
資料３　耐震改修促進法における規制対象一覧　・・・・・・　３７
資料４　栃木県地震減災行動計画（令和７（2025）年３月）（抜粋）　・・・・・・　３９
資料５　耐震改修に関する所有者アンケートの結果　・・・・・・　５２
資料６　緊急輸送道路ネットワーク計画図　・・・・・・　５３
資料７　栃木県建築物耐震改修促進懇談会等　・・・・・・　５４

資料１　用語の定義

No.	用語	用語の定義
1	既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第３条第２項の規定の適用を受けているもの
2	特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、ある一定の用途で一定以上の階数及び一定以上の床面積の合計を有する建築物
3	防災拠点である建築物	耐震改修促進法第５条第３項第一号に基づき、耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物
4	避難路沿道建築物	耐震改修促進法第５条３項第二号に基づき、耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路の中心線から当該建築物までの水平距離を超える高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は６mに道路境界線から当該建築物までの水平距離を加えた距離を超える高さの建築物)
5	特定天井	６m超の高さにある、面積200㎡超、１㎡当たりの質量が２kg超の吊り天井で、人が日常的に利用する場所に設置されている天井
6	緊急輸送道路	平成 7(1995)年の阪神淡路大震災を契機として地震防災対策特別措置法に規定された緊急輸送を確保するため必要な道路
7	耐震アドバイザー	耐震診断や耐震改修等に関して技術的な知見を持つ建築士で知事の認定を受けた者
8	住宅の耐震無料相談会	県民の耐震化に関する相談を受け、住宅の耐震化の必要性を啓発するとともに助成制度を周知し申し込みを促す普及啓発活動
9	耐震性能検証	新耐震基準導入以降の木造住宅を対象とした効率的な耐震診断方法
10	住宅の耐震普及ローラー作戦	旧耐震基準で建てられた住宅に直接訪問し、住宅の耐震化の必要性を啓発するとともに助成制度を周知し申し込みを促す普及啓発活動
11	旧耐震基準	昭和56(1981)年５月31日以前に着工した住宅・建築物に適用されていた耐震基準
12	耐震シェルター	耐震補強の代替措置として、住宅の一部屋（寝室、介護居室等）に頑丈な箱を設置することにより、無防備な就寝中に地震に襲われ住宅が倒壊しても最低限、命だけは守り一時的に安全を確保するもの
13	新耐震基準	昭和56(1981)年６月１日以降に着工した住宅・建築物に適用される基準
14	栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会	各市町の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を推進するために設置した協議会

資料２　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

（平成十八年一月二十五日）

（国土交通省告示第百八十四号）

改正　平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号

同　二八年　三月二五日同　第　五二九号

同　三〇年一二月二一日同　第一三八一号

令和　三年一二月二一日同　第一五三七号

同　六年　七月一〇日同　第一〇一二号

同　七年　七月一七日同　第　五三五号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和六年一月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議

決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和五年七月閣議決定）及び防災基本計画（昭和三十八年六月中央防災会議決定。令和六年六月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和七年七月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和四年九月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1　国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2　公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用

すべきである。

3　法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ　耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第十二条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築

物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ　指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ　指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4　計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5　所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6　相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択

や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7　専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8　地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9　その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和五十六年六月一日から平成十二年五月三十一日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成二十

七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1　建築物の耐震化の現状

令和五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千五百七十万戸のうち、約五百七十万戸（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から二十年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは二十年間で約百万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約一万千棟のうち、約八百二十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約九十三パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第一号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約千六百棟のうち約二百四十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約八十五パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第二号及び第三号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約七千三百棟のうち、約四千百棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約四十四パーセントである

2　建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

三　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断

を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五　都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1　都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ　都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二２の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定め

ることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二２の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物

として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別

可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ　建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2　市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ　市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づ

く指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二２の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内

において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ　建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の

規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3　計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

（平二五国交告一〇五五・平二八国交告五二九・平三〇国交告一三八一・令三国交告一五三七・一部改正）

附　則

1　この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

2　平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。

3　この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附　則　（平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附　則　（平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則　（平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行する。

附　則　（令和三年一二月二一日国土交通省告示第一五三七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則　（令和六年七月一〇日国土交通省告示第一〇一二号）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

附　則　（令和七年七月一七日国土交通省告示第五三五号）

この告示は、公布の日から施行する。

資料３　耐震改修促進法における規制対象一覧

１　多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物とは下表の「特定既存耐震不適格建築物」のとおりです。

用途		【A】 特定既存耐震不適格建築物	【B】 内、技術上の指針事項に関する指示対象建築物	【C】 内、耐震診断が義務付けられた建築物
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数２以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数２以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数２以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。
	上記以外の学校	階数３以上かつ1,000㎡以上	―	―
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数１以上かつ1,000㎡以上	階数１以上かつ2,000㎡以上	階数１以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場			―	―
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			―	―
事務所			―	―
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数２以上かつ1,000㎡以上	階数２以上かつ2,000㎡以上	階数２以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数２以上かつ500㎡以上	階数２以上かつ750㎡以上	階数２以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			―	―
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡	階数１以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る。）
防災拠点である建築物		―	―	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 （道路幅員が12m以下の場合は６m超）	左に同じ。	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 （道路幅員が12m以下の場合は６m超）

２　防災拠点である建築物

耐震改修促進法第５条第３項第一号に規定する防災拠点である建築物は下表のとおりです。

○報告の期限が令和６年３月末のもの

	建築物の名称	所在市町	耐震診断結果の報告先	耐震診断結果の報告期限
1	足利市役所本庁舎	足利市	足利市	令和６年３月末
2	足利市役所教育庁舎			
3	足利市役所別館			
4	矢板市役所本庁舎	矢板市	栃木県	
5	那須烏山市役所烏山庁舎	那須烏山市		

○報告の期限が令和９年３月末のもの

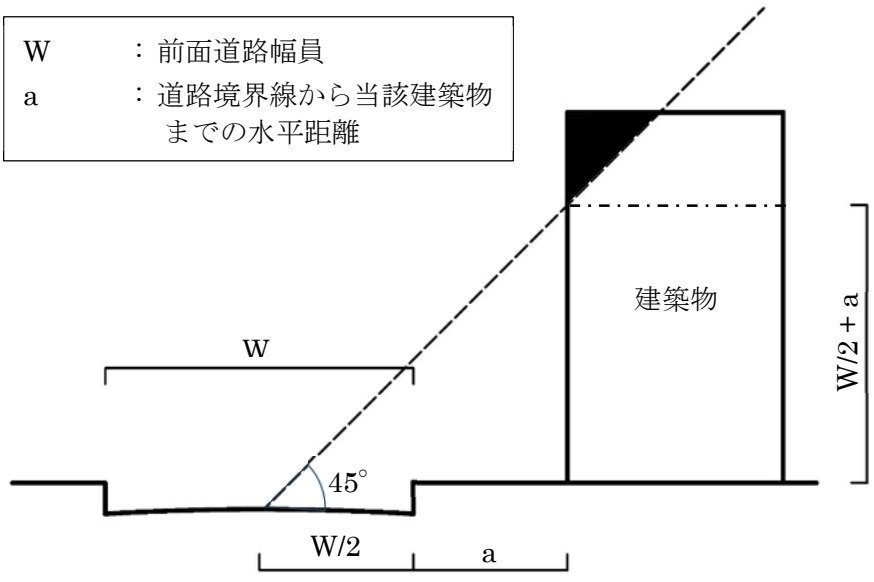
	建築物の名称	所在市町	耐震診断結果の報告先	耐震診断結果の報告期限
6	壬生町総合運動場体育館	壬生町	栃木県	令和９年３月末
7	壬生町総合運動場管理棟			

３　避難路沿道建築物

避難路の沿道建築物であって、前面道路の中心線から当該建築物までの水平距離を超える高さの建築物

また、道路幅員が12m以下の場合は、６mに道路境界線から当該建築物までの水平距離を加えた高さを超える建築物

避難路沿道建築物の一定以上の高さは下図のとおりです。



資料４　栃木県地震減災行動計画（令和７(2025)年3月）（抜粋）

本計画の地震被害の想定及び減災効果の項目において、「栃木県地震減災行動計画（令和７(2025)年3月）」を引用しました。

2．本県における地震被害の想定

2.1 本県の地震環境

(1) 過去の被害地震

過去に本県に被害を及ぼした地震としては、日光付近の地震（1683 年）、今市地震（1949 年）、東日本大震災（2011 年　東北地方太平洋沖地震）などがあるが、その発生頻度は低く、被害も広範囲で多数の建物が倒壊した記録はみられない。

栃木県に被害をもたらした過去の主な地震と被害を表 2.1 に示す。

表 2.1(1)　栃木県に被害をもたらした過去の主な地震(1/2)

西暦（和暦）	震災地	マグニチュード	主な被害
818 年 （弘仁 9）	関東諸国	7.5 以上	（相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害。圧死者多数。）
1649 年 7 月 30 日 （慶安 2）	武蔵・下野	7.0 以上	日光東照宮の石垣破損し、相輪塔傾く。余震日々40～50 回。
1659 年 4 月 21 日 （万治 2）	岩代・下野	6¾～7.0	塩原温泉一村（約 80 戸）ほとんど土砂に埋まり、死者多数。
1683 年 6 月 17 日 （天和 3）	日光	6.0～6.5	東照宮・大猷廟・慈眼堂等の石の宝塔の九輪転落、石垣多く崩れ、天狗堂・仏岩・赤薙山及びその北方の山崩れる。
1683 年 6 月 18 日 （天和 3）	日光	6.5～7.0	御宮・御堂・御殿・慈眼堂・本坊寺院の石垣が残らず崩れ、石灯籠は全て倒れる。東照宮・大猷廟の宝塔の笠石その他破損。
1683 年 10 月 20 日 （天和 3）	日光	7.0	下野三依川五十里村で山崩れが起こり、川を塞いだため池が生じた。日光にも山崩れがあり、鬼怒川・稲荷川の水が流れなくなった。
1725 年 5 月 29 日 （享保 10）	日光	6.0	東照宮の石矢来 4～5 間（7～8m）、石灯篭 3～4 基倒れる。
1888 年 4 月 29 日 （明治 21）	宇都宮付近	6.0	那須郡で堤防破損。宇都宮及び下都賀郡で壁に亀裂。
1923 年 9 月 1 日 （大正 12）	関東南部	7.9	県内の最大震度 5。負傷者 3 人、家屋全壊 16 棟、半壊 2 棟。
1949 年 12 月 26 日 （昭和 24）	今市地方	6.2（8 時 17 分） 6.4（8 時 25 分）	今市を中心に被害。死者 10 人、負傷者 163 人、住家全壊 290 棟、半壊 2,994 棟、一部破損 1,660 棟。
1996 年 12 月 21 日 （平成 8）	茨城県南部	5.5	県内 12 市町で被害。軽傷者 1 人、住家一部破損 47 棟。

表 2.1(2)　栃木県に被害をもたらした過去の主な地震(2/2)

西暦（和暦）	震災地	マグニチュード	主な被害
2000 年 7 月 21 日（平成 12）	茨城県沖	6.1	県内での最大震度 5 弱。人的・家屋被害無し。
2008 年 5 月 8 日（平成 20）	茨城県南部	6.7	県内での最大震度 5 弱。人的・家屋被害無し。
2011 年 3 月 11 日（平成 23）	東北から関東北部の太平洋沿岸（平成 23 年東北地方太平洋沖地震）	9.0	死者 4、負傷者 133、住家全壊 261、住家半壊 2,118（平成 26 年 9 月 10 日現在、消防庁調べ）。
2013 年 2 月 25 日（平成 25）	日光（栃木県北部地震）	6.2	人的被害無し。温泉宿泊施設一部破損 6 棟。

資料：地震調査推進本部 HP、栃木県地域防災計画資料編等

(2) 活断層の分布

県域及びその周辺の活断層の分布をみると、北西部の南会津や奥日光、足尾等の山地またはその東縁部に集中しており、過去に発生した地震の震源域と一致する。これらの活断層の中で本県を代表する活断層としては、那須野原西縁にある関谷断層があげられる。関谷断層は、那須岳北方の福島－栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷（しおや）郡塩谷町北東部に至る活断層で、長さは約 38km、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。関谷断層は、地震調査研究推進本部の長期評価の対象断層となっており、全体が 1 つの活動区間として活動する場合、M7.5 程度の地震が発生すると推定されている。

(3) 栃木県の地震発生確率

本県内には県域の北部に関谷断層が存在するが、関谷断層の地震発生確率は今後 100 年間でほぼ 0%（地震調査研究推進本部）となっている。

国（地震調査研究推進本部）では関谷断層をはじめとする全国の活断層等の調査を踏まえて「2014 年から 30 年間に震度 6 強以上に見舞われる確率」として地震動予測地図（図 2.1 参照）を示しているが、同図でも県域西部の大半が 0.1%以下、東部は 0.1～3%とされ、全国的にみても地震発生の確率は低く見積もられている。

参考：30 年間に震度 6 強以上の地震に見舞われる確率 0.1%以下は、震度 6 強以上の地震に見舞われる頻度が数万年に 1 度程度に相当する。

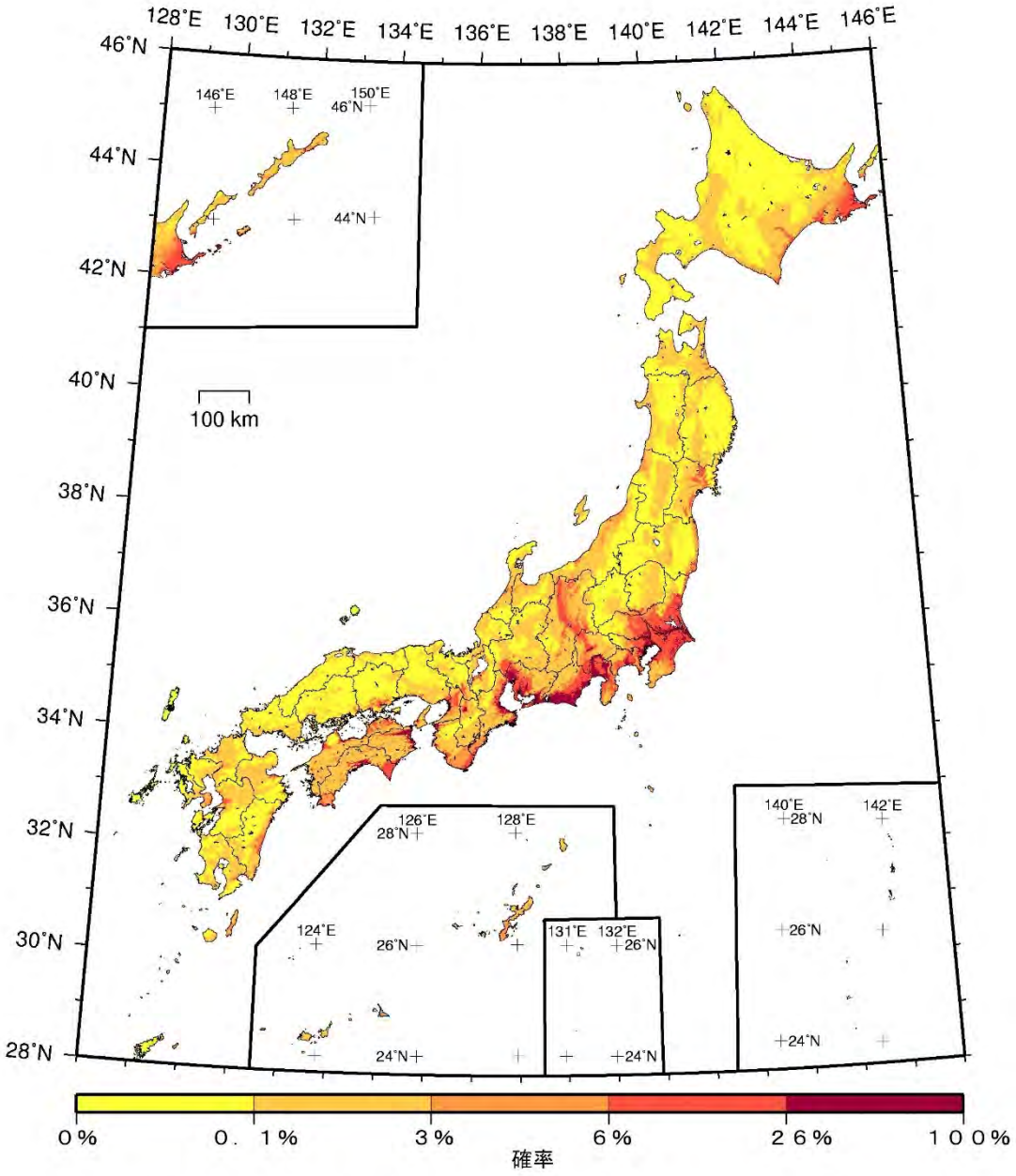


図 2.1　今後（2014 年時点）から 30 年間に震度 6 強以上の揺れに見舞われる確率

2.2 想定地震

県の防災行政、市町の防災力・県民の自助力の向上を目的として平成 25 年度に以下の地震を想定し、被害想定を行った。

主な想定地震は以下のとおりである。

① 県庁直下に震源を仮定した地震（M7.3）
② 関東平野北西縁断層（主部）を震源とする地震（M8.0）
③ 関谷断層を震源とする地震（M7.5）
④ 茨城県南西部を震源とする地震（M7.3）
⑤ 東京湾北部を震源とする地震（M7.3）

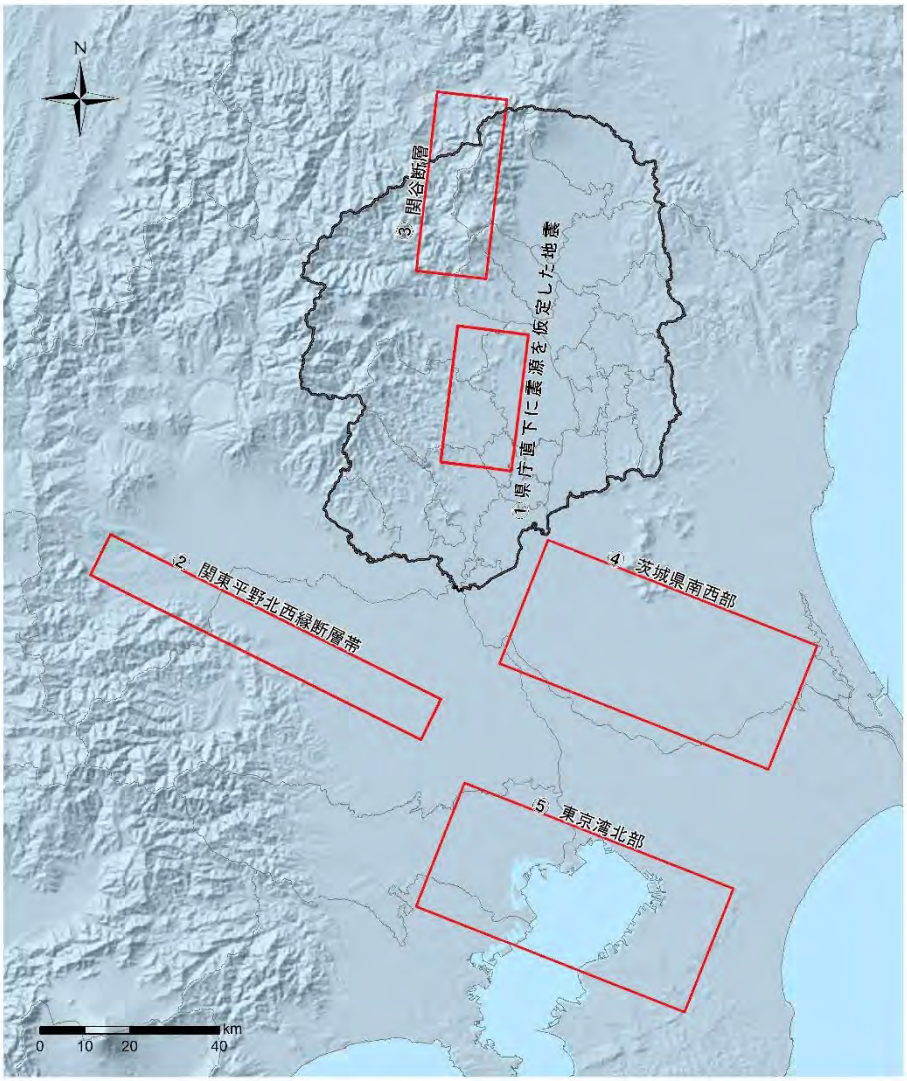


図 2.2　主な想定震源の位置図

※図 2.2～2.7 は平成 25 年の「栃木県地震被害想定調査」時点のものです。

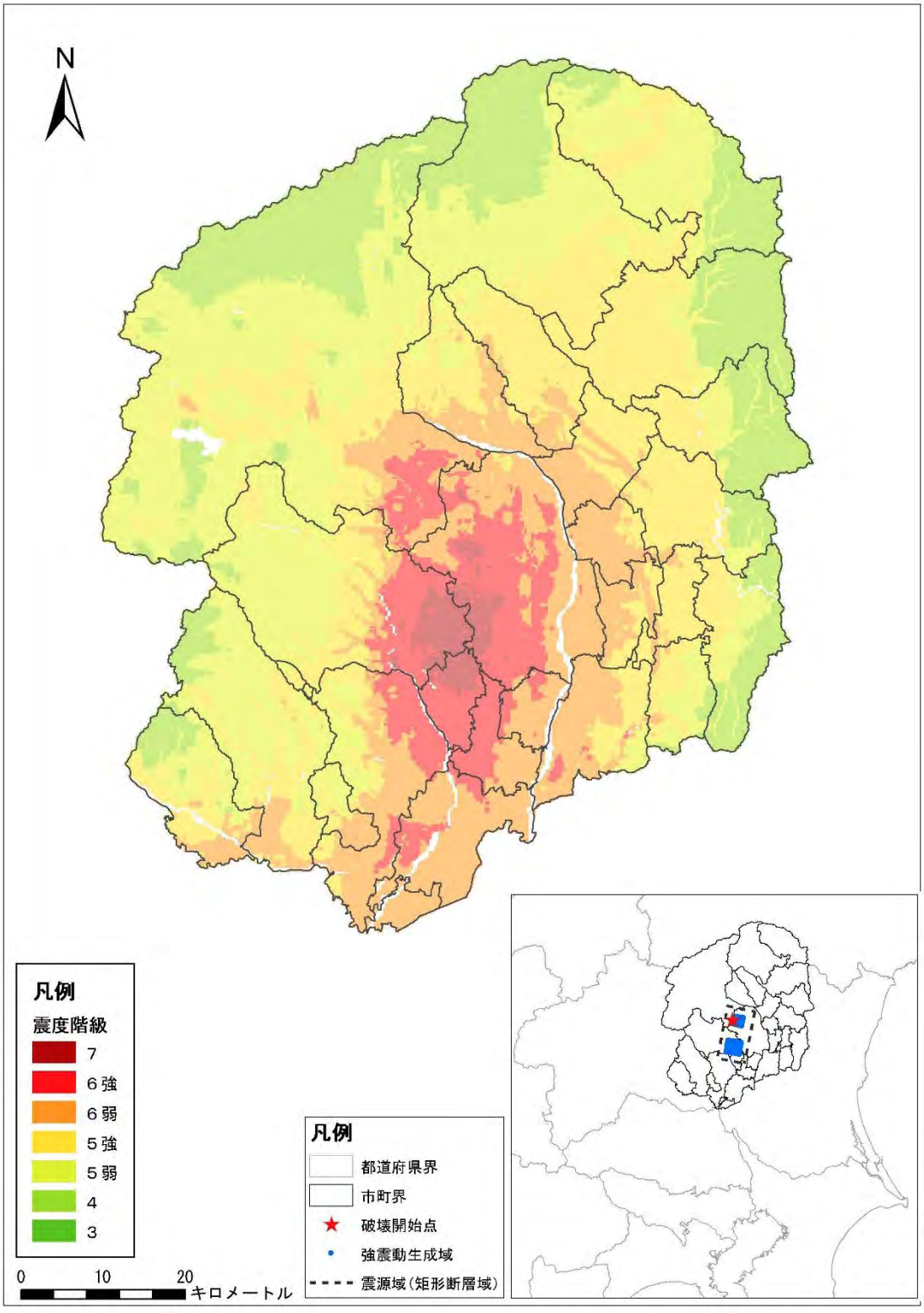


図 2.3　①県庁直下に震源を仮定した地震（ケース 1）震度分布図

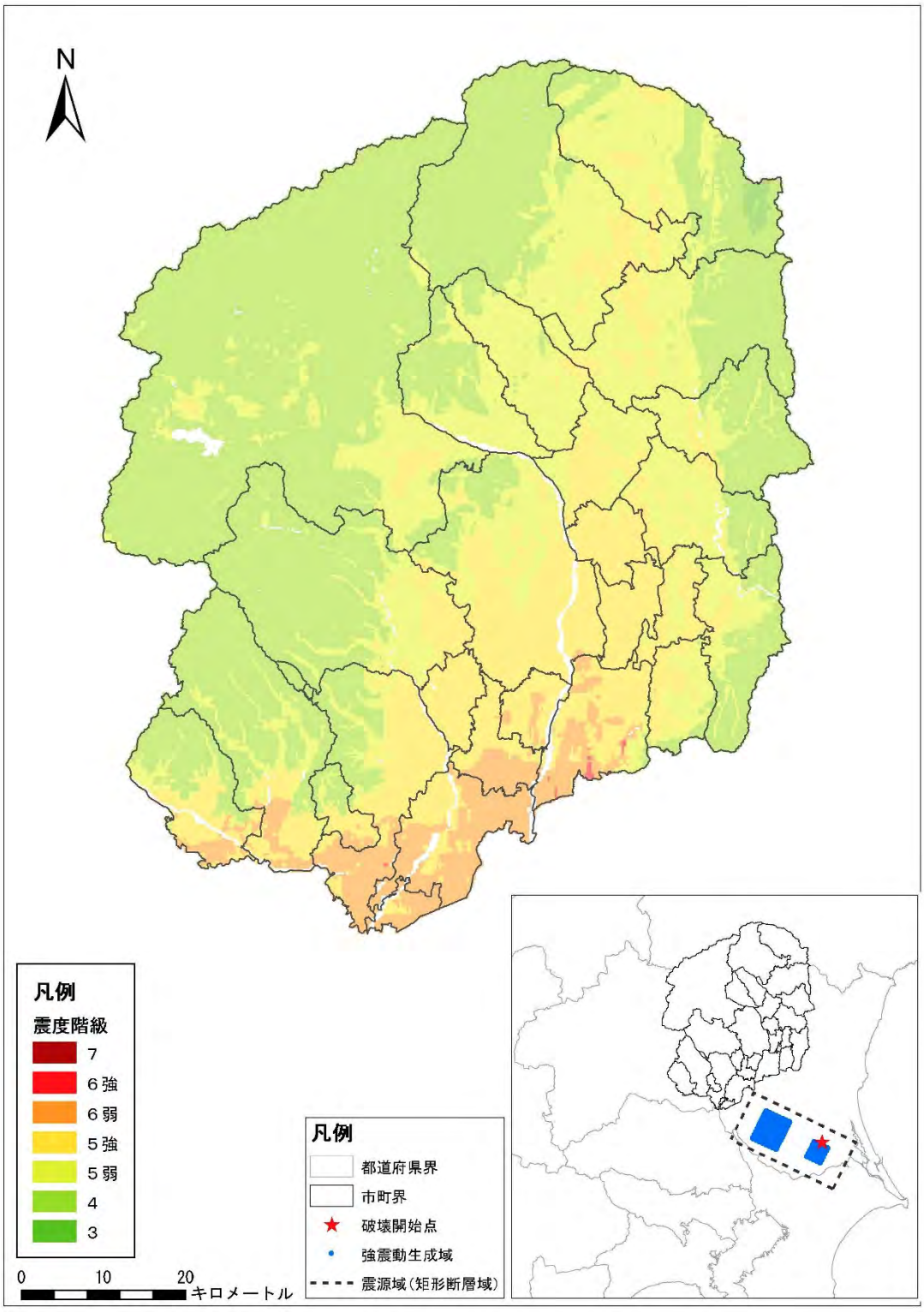


図 2.6　④茨城県南西部地震（ケース 1）震度分布図

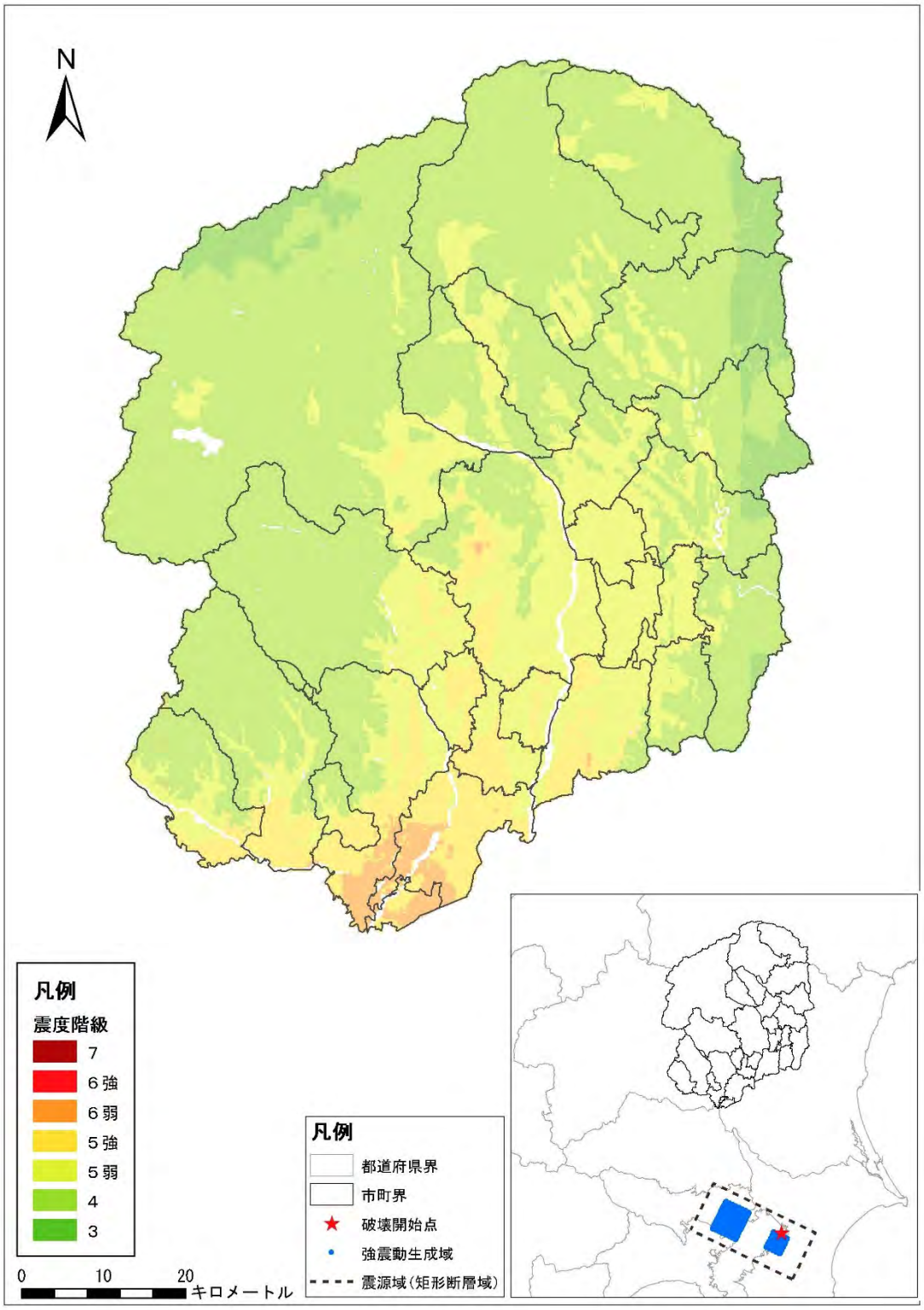


図 2.7　⑤東京湾北部地震（ケース 1）震度分布図

2.2 想定される被害の概要

各想定地震における被害の概要を表 2.2 に示す。

表 2.2(1)　各想定地震における被害の概要（1/2）

想定項目	被害量 県全体	想定地震名	①栃木県庁直下 M7.3 ケース 1	②関東平野北西縁断層帯ケース 4	③関谷断層 ケース 1	④茨城県南西部 ケース 1	⑤東京湾北部ケース 1
		気象庁マグニチュード	7.3	8.0	7.5	7.3	7.3
建物被害	全壊棟数□棟□	液状化	798	632	448	508	370
		地震動	61,921	7,673	2,536	713	98
		土砂災害	68	15	89	2	0
		焼失棟数※1	8,025	1,026	176	20	0
		合計	70,812	9,346	3,249	1,243	468
	半壊棟数（棟）※2		107,876	39,655	18,606	12,626	3,740
人的被害※2	死者数□人□	建物倒壊	3,829	486	155	44	6
		土砂災害	6	1	7	0	0
		火災	92	1	0	0	0
		合計	3,926	488	162	44	6
	負傷者数（人）		32,081	8,807	3,921	2,329	568
	（うち重傷者数）		6,746	832	283	76	10
ライフライン被害	上水道（直後の断水人口）（人）※1		924,617	235,851	120,500	23,671	4,314
	下水道（直後の機能障害人口）（人）※1		387,562	286,820	242,575	258,844	183,136
	電力（停電軒数）※1		148,362	20,908	5,190	2,523	469
	通信（固定電話不通回線数）※1		105,365	14,437	3,820	1,620	290
	都市ガス（供給停止戸数）※1		75,720	20,684	539	1,682	582
	LP ガス（漏えい件数）※1		83,174	31,642	22,128	18,632	5,576
交通施設被害	道路（被害箇所数）		1,409	926	990	794	415
	鉄道（被害箇所数）		746	478	438	348	182
生活支障	避難者（1 日後の全避難者数）（人）※1		190,395	30,881	12,304	5,886	1,739
	避難行動要支援者（1 日後）（人）※1		19,894	3,445	1,332	644	189
	帰宅困難者数（人）※3		171,874	164,879	153,216	135,538	87,668

表 2.2(2)　各想定地震における被害の概要（2/2）

想定項目	被害量 県全体	想定地震名	①栃木県庁直下 M7.3 ケース 1	②関東平野北西縁断層帯ケース 4	③関谷断層ケース 1	④茨城県南西部ケース 1	⑤東京湾北部ケース 1
		気象庁マグニチュード	7.3	8.0	7.5	7.3	7.3
物資支障 ※5	食料不足量(当日・1 日後の不足量)（食）※1		358,445	0	0	0	0
	飲料水不足量(当日・1 日後の不足量)（L）※1		363,414	0	0	0	0
	トイレ不足量(当日・1 日後の不足数)(回数）※1		326,381	39,254	5,819	0	0
	毛布不足量(当日・1 日後の不足数)(枚）※1		49,949	0	0	0	0
生活支障	毛布不足量(1 日後の不足数)(枚）※1		164,186	0	0	0	0
	医療機能支障(入院不足数）※2		7,207	294	45	0	0
その他被害	災害廃棄物発生量※1	可燃物(万 t)	153.5	20.3	7.4	2.9	1.1
		不燃物（万 t)	517.5	68.2	25.4	10.8	4.7
	孤立集落（集落数）		0	0	15	0	0
	ため池（決壊する危険性が高いため池の箇所数）		2	0	0	0	0
経済被害	直接被害（億円）※1		54,803	18,514	11,773	10,839	6,594
	間接被害（億円）※1		3,520	1,136	502	391	143
	合計　（億円）※1		58,324	19,651	12,275	11,230	6,738

※1：冬・18 時　最大風速　　注：不足量は（需要－供給）
※2：冬・深夜　最大風速　　注：合計は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある
※3：昼 12 時
※4：朝 7 時～8 時頃
※5：当日・1 日後の避難所避難者を対象とする
※想定地震のケースは、地震被害想定調査で実施した各地震のうち最大被害のケースを抽出

3．地震減災行動計画基本事項

3.1 地震減災行動計画の概要

地震減災行動計画は、「栃木県地域防災計画」に記載されている災害対策のための様々な施策、県の各部局で実施している防災・減災のための施策・事業を棚卸し、体系化した。

その上で、「栃木県地震被害想定調査」の想定手法を応用し、できるだけ施策の進捗と減災効果を数値化し、目標数値の達成を目指していく。

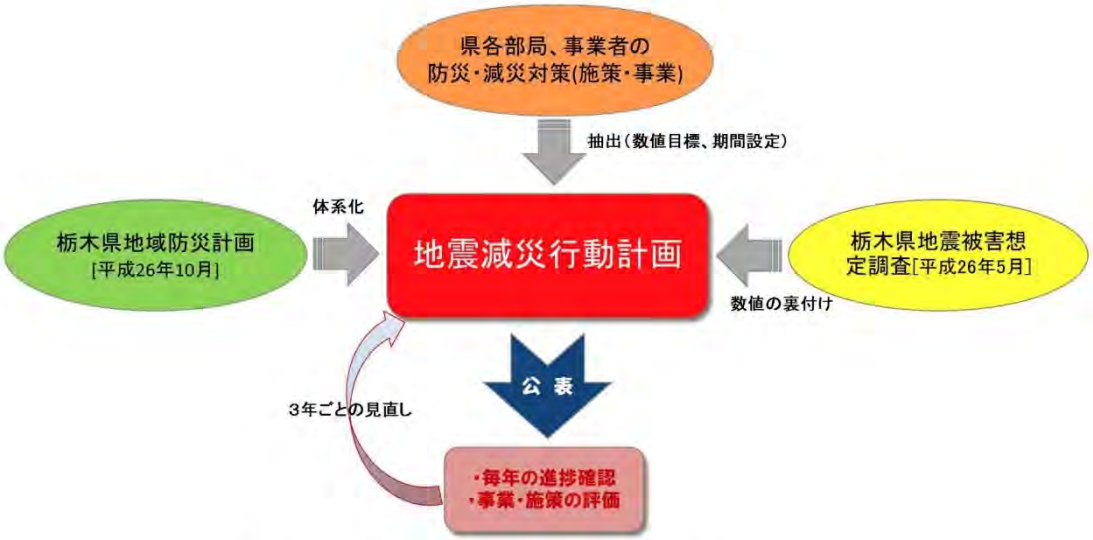


図 3.1　地震減災行動計画の位置づけイメージ

3.2 地震減災行動計画の対象期間

平成 27 年度から令和８年度までを対象期間とする。

3.3 推進体制と進捗管理

計画は、経年的（毎年度）に進捗管理を行い、その進捗状況に応じた見直し、修正が必要になる。したがって、３年を目途として計画全体の見直しを行うこととする。

4．地震減災行動計画の構成

4.1 減災目標

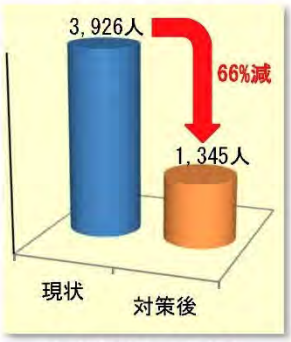
減災目標は、県の各種減災対策（施策・事業）のうち、数値目標を有しかつ減災効果の評価計算が可能な対策に基づき設定した。また、直接に減災効果の評価計算ができない対策についても可能な限り数値目標を設定した。

なお、減災目標の対象とする想定地震被害は、被害量が最大となる「県庁直下に震源を仮定した地震（M7.3）」とした。

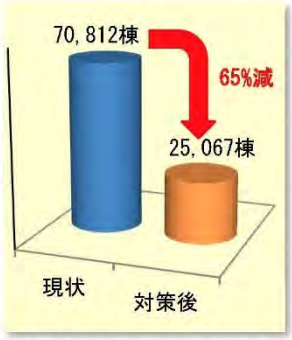
≪減災目標≫（対象期間：平成 27 年度～令和８年度）

- 人的被害（死者数）..... 70%減少
- 建物被害（全壊数、焼失棟数）..... 70%減少
- 生活支障に係る避難者数..... 70%減少
- 災害廃棄物発生量..... 70%減少
- 経済被害額（直接被害、間接被害）..... 50%減少

※各種減災対策による減災効果は、人的被害 66%減少、建物被害 65%減少、生活支障に係る避難者数 63%減少、災害廃棄物発生量 62%減少、経済被害 44%減少であるが、対象期間内において、計画に記載された様々な減災対策を総合的に推進することにより、努力目標として上記の減災目標を設定した。



【人的被害（死者数）】



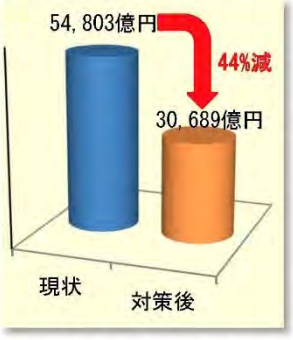
【建物被害（全壊数、焼失棟数）】



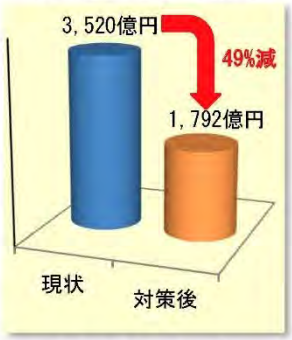
【生活支障（避難者数）】



【災害廃棄物発生量】



【経済被害（直接）】



【経済被害（間接）】

なお、減災効果の算出に当たっては、建物被害を軽減することが人的被害等すべての被害の軽減につながっていくため、減災目標以外の記載順については、「建物被害」、「人的被害」、「生活支障被害」、「災害廃棄物発生量」、「経済被害額」の順に記載する。

【建物被害の減災効果の算出結果】

減災効果	建物被害					
	全壊棟数（棟）					半壊棟数（棟）※2
	液状化	地震動	土砂災害	焼失棟数※1	合計	
現状	798	61,921	68	8,025	70,812	107,876
対策後	475	22,969	66	1,556	25,067	52,238
減災率	40%	63%	2%	81%	65%	52%

※1：冬・18時　最大風速
※2：冬・深夜　最大風速
※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

【人的被害の減災効果の算出結果】

減災効果	人的被害※2							
	死者数（人）					負傷者数（人）	重傷者数（負傷者の内数）（人）	要避難者数（人）
	建物倒壊		土砂災害	火災	合計			
	計	うち屋内						
現状	3,829	309	6	92	3,926	32,081	6,746	15,318
対策後	1,332	119	6	7	1,345	13,639	2,437	5,577
減災率	65%	61%	0%	93%	66%	57%	64%	64%

※2：冬・深夜　最大風速
※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

【生活支障の算出結果】

減災効果	生活支障（1日後）※1		物資支障（当日・1日後）※2			
	避難者(全避難者数)（人）	避難行動要支援者（人）	食料不足量(食)	飲料水不足量(L)	トイレ不足量（回数）	毛布不足量（枚）
現状	190,395	19,894	358,445	363,414	326,381	49,949
対策後	69,892	7,298	0	212,461	76,216	21,598
減災率	63%	63%	100%	42%	77%	57%

※1：冬・18時　最大風速
※2：当日・1日後の避難所避難者（114,237人）を対象とする
※率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

【災害廃棄物発生量、経済被害の減災効果の算出結果】

減災効果	災害廃棄物発生量（万t）※1			経済被害（億円）※1	
	可燃物	不燃物	合計	直接被害	間接被害
現状	153.5	517.5	671.0	54,803	3,520
対策後	56.7	200.4	257.2	30,689	1,792
減災率	63%	61%	62%	44%	49%

※1：冬・18時　最大風速
※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

【参考：その他の想定地震における減災効果試算結果】

【建物被害】

想定地震	減災効果	建物被害					
		全壊棟数（棟）					半壊棟数（棟）※2
		液状化	地震動	土砂災害	焼失棟数※1	合計	
関東平野北西縁断層帯ケース４	現状	632	7,673	15	1,026	9,346	39,655
	対策後	375	2,389	15	168	2,947	14,087
	減災率	41%	69%	0%	84%	68%	64%
関谷断層ケース１	現状	448	2,536	89	176	3,249	18,606
	対策後	264	825	88	18	1,194	6,916
	減災率	41%	67%	2%	90%	63%	63%
茨城県南西部ケース１	現状	508	713	2	20	1,243	12,626
	対策後	301	221	2	5	529	4,590
	減災率	41%	69%	0%	73%	57%	64%
東京湾北部ケース１	現状	370	98	0	0	468	3,740
	対策後	219	30	0	0	249	1,699
	減災率	41%	69%	－	－	47%	55%

※1：冬・18時　最大風速

※2：冬・深夜　最大風速

※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

【人的被害】

想定地震	減災効果	人的被害※2							
		死者数（人）					負傷者数（人）	重傷者数（負傷者の内数）（人）	要避難者数（人）
		建物倒壊		土砂災害	火災	合計			
		計	うち屋内						
関東平野北西縁断層帯ケース４	現状	486	39	1	1	488	8,807	832	1,582
	対策後	142	20	1	0	144	2,812	253	481
	減災率	71%	48%	0%	100%	71%	68%	70%	70%
関谷断層ケース１	現状	155	15	7	0	162	3,921	283	466
	対策後	47	9	7	0	54	1,249	91	146
	減災率	70%	42%	0%	－	67%	68%	68%	69%
茨城県南西部ケース１	現状	44	12	0	0	44	2,329	76	157
	対策後	12	8	0	0	13	680	23	47
	減災率	72%	37%	－	－	72%	71%	70%	70%
東京湾北部ケース１	現状	6	4	0	0	6	568	10	22
	対策後	2	2	0	0	2	164	3	7
	減災率	72%	54%	－	－	72%	71%	70%	70%

※2：冬・深夜　最大風速

※合計及び率は、小数点以下の四捨五入により合わないことがある

資料５　耐震改修に関する所有者アンケートの結果

住宅の耐震普及ローラー作戦及び耐震診断士派遣において実施した、耐震改修に関する所有者アンケートの結果は以下のとおりです。

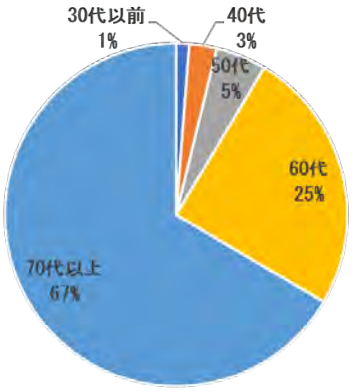
対象期間　令和５年 ～ 令和６年

１　住宅の耐震普及ローラー作戦　総回答数：760人

２　耐震診断士派遣　総回答数：595人

①　ローラー作戦　年齢層

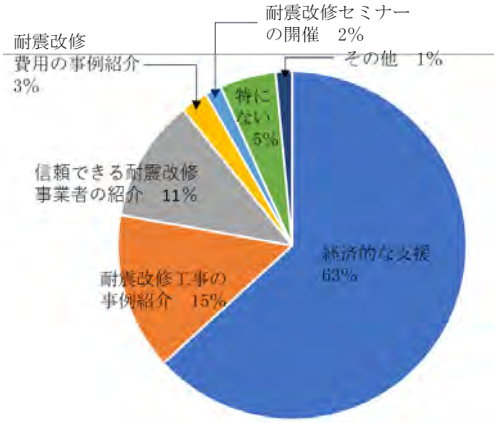
	人数
30代以前	8
40代	19
50代	38
60代	190
70代以上	505



②－１　耐震診断士派遣

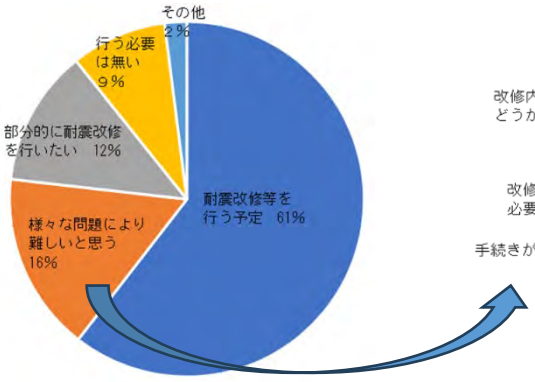
行政に行ってほしいこと

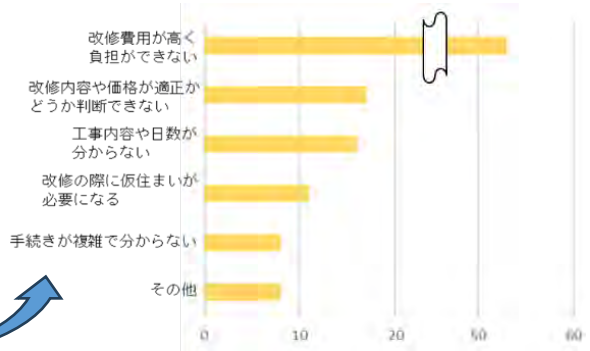
	人数
経済的な支援	375
耐震改修工事の事例紹介	89
信頼できる耐震改修事業者の紹介	65
耐震改修費用の事例紹介	18
耐震改修セミナーの開催	12
特にない	30
その他	6



②－２　耐震診断士派遣

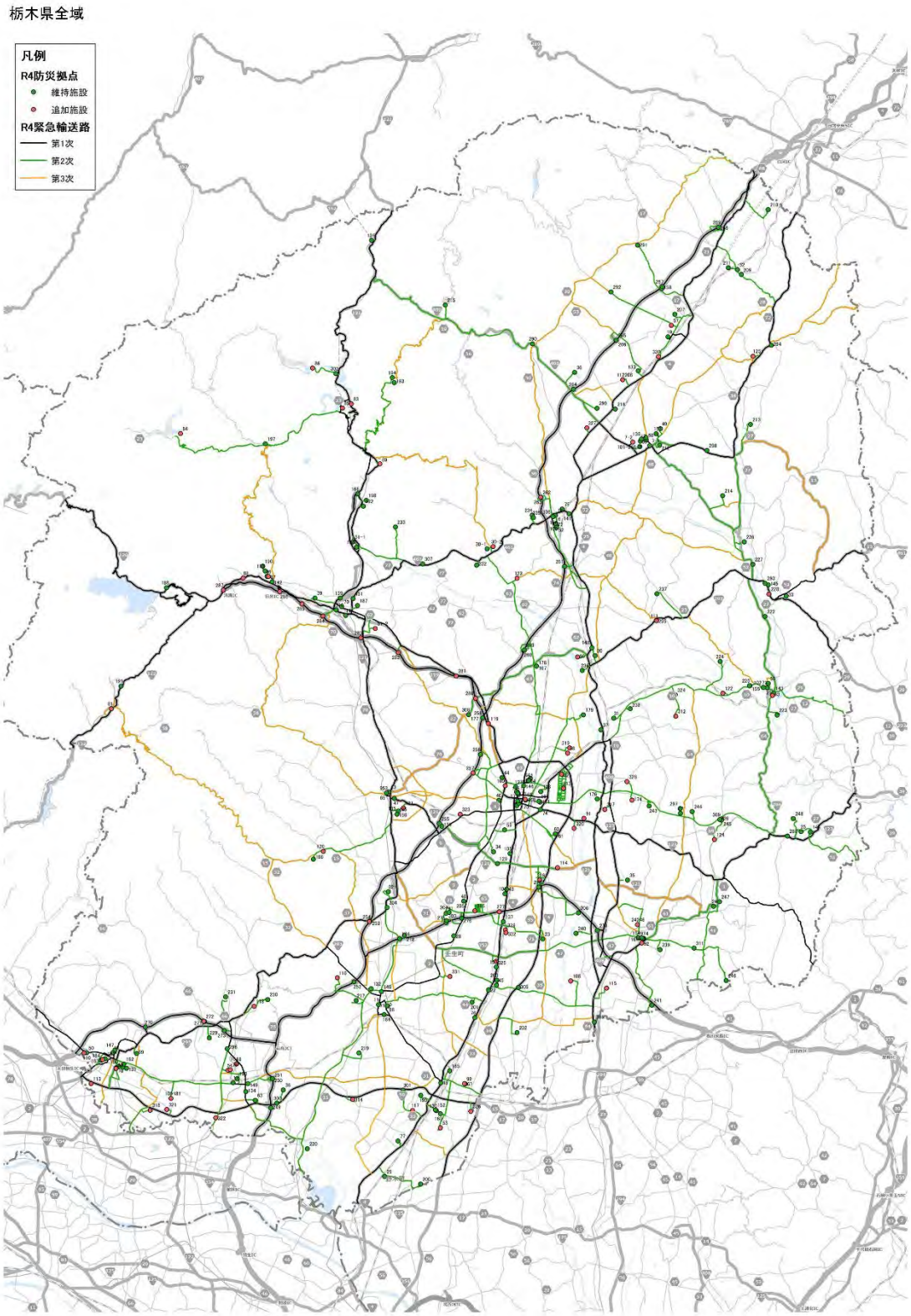
耐震性が無い場合、耐震改修を行いますか。





資料６　緊急輸送道路ネットワーク計画図

耐震改修促進法第５条第３項第３号に基づく路線として指定する第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路は以下のとおりです。※



※　令和４(2022)年８月時点における状況です。

資料７　栃木県建築物耐震改修促進懇談会等

１　栃木県建築物耐震改修促進懇談会

本計画の策定に当たり、学識経験者等から専門的な意見を聴取するため、栃木県建築物耐震改修促進懇談会を開催しました。

栃木県建築物耐震改修促進懇談会委員　　（敬称略）

役職	氏名	所属等
会長	仁田　佳宏	足利大学　教授
委員	入舩　尚己	株式会社総研　課長補佐
委員	君島　広之	有限会社君島榮七建築設計事務所　代表取締役
委員	佐藤　栄治	宇都宮大学　教授
委員	本多　良政	小山工業高等専門学校　教授

２　栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会

本計画の策定に当たり、市町の意見を調整するため、栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会を開催しました。

栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会委員

役職	所属・職名			役職	所属・職名		
会長	栃木県	県土整備部建築指導課	課長		那須烏山市	都市建設課	課長
副会長	宇都宮市	都市整備部建築指導課	課長		下野市	都市建設部整備課	課長
委員	足利市	都市建設部建築・住宅政策課	課長		上三川町	建築課	課長
	栃木市	都市建設部建築指導課	課長		益子町	産業建設部建設課	課長
	佐野市	都市建設部建築指導課	課長		茂木町	建設課	課長
	鹿沼市	都市建設部建築指導課	課長		市貝町	建設課	課長
	日光市	建設部建築住宅課	課長	委員	芳賀町	都市計画課	課長
	小山市	都市整備部建築指導課	課長		壬生町	建設部都市計画課	課長
	真岡市	建設部建設課	課長		野木町	産業建設部都市整備課	課長
	大田原市	建設部建築住宅課	課長		塩谷町	建設水道課	課長
	矢板市	建設部建設課	課長		高根沢町	都市整備課	課長
	那須塩原市	建設部建築指導課	課長		那須町	ふるさと定住課	課長
	さくら市	建設部都市整備課	課長		那珂川町	建設課	課長

３　栃木県建築物耐震改修促進ワーキンググループ

本計画の策定に当たり、県庁各部局横断的事項の調整を行うため、栃木県建築物耐震改修促進ワーキンググループを開催しました。

栃木県建築物耐震改修促進ワーキンググループ構成課

部名	課名
総合政策部	総合政策課
経営管理部	財政課
	管財課
保健福祉部	医療政策課
	医薬・生活衛生課
産業労働観光部	工業振興課
県土整備部	監理課
	技術管理課
	道路保全課
	建築営繕課
	住宅課
危機管理防災局	危機管理課
教育委員会事務局	施設課
	学校安全課
警察本部	会計課